

発金医第139号

令和2年10月27日

施設長各位

公益社団法人金沢市医師会

会長 羽柴 厚

### 入退院時におけるかかりつけ医の情報に関する病診連携の取り扱いについて

秋冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より地域包括ケアの推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高齢化社会が進む時代において、地域で支える医療体制の構築が急務となっており、地域包括ケアシステムにおける医療連携では、かかりつけ医機能を繋ぐことが重要とされています。このような中で、昨年度は在宅医療における急変時の対応のため、フェイスシート・医療情報・ケア情報及び救急隊への情報を統合的に管理することを取り決め、現在その運用を進めているところです。

そして、このたび当会では入退院時におけるかかりつけ医の情報に関する病診連携の取り扱いについて、さらに検討いたしました。

かねてより、急性期病院への入院時や回復期の病院へ転院時には患者とかかりつけ医の関係が切れやすいことが指摘されておりましたが、具体的な対策はなく、各病院に対応が委ねられていたところです。そこで、入退院時に患者とかかりつけ医を繋ぎ、また病院とかかりつけ医の連携をより綿密なものにするため、入退院時のルールを策定いたしました。

つきましては、別紙のとおり入退院時のルールに関する資料を送付させていただきますので、貴施設の地域連携室長、地域連携室など入退院に関わる業務に従事する職員の皆様に広く周知していただきますようお願い申し上げます。

入退院時におけるかかりつけ医の情報に関する病診連携の取り扱い

1. 急性期病院への入院時

急性期病院は患者に以下3点確認

- ① かかりつけ医の有無
- ② 退院後もかかりつけ医での診療を希望しているか
- ③ かかりつけ医から急性期病院への診療情報提供に対する同意

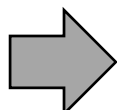
(1) ①かかりつけ医あり+②診療希望あり+③同意あり

入院先の診療科が異なっても、急性期病院からかかりつけ医へ連絡する

その際に必要に応じて診療情報提供の依頼を行う

<病院側のポイント>

- ・かかりつけ医に対して患者が入院したことを積極的に伝える
- ・かかりつけ医に診療情報の提供を求める<sup>\*1</sup>



退院時は2の対応を参照

(2) 左記以外

従来通り急性期病院にて対応

2. 急性期病院からの退院時

(1) 在宅で治療する場合

急性期病院からかかりつけ医へ連絡し、退院後の対応を相談  
かかりつけ医は以下3点から選択

① 従来のかかりつけ医で診療を継続する場合

急性期病院はかかりつけ医へ診療情報提供書、看護サマリー、その他のリハ・栄養についてのサマリー等があれば併せて提供

② 他の新しいかかりつけ医に紹介して繋ぐ場合

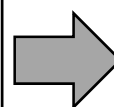
- ・急性期病院は新かかりつけ医へ診療情報提供書、看護サマリー、その他のリハ・栄養等のサマリーを提供
- ・新かかりつけ医は旧かかりつけ医に対して必要に応じて診療情報提供所や主治医意見書の写し等の提供を求める

③ 病院または施設に一任する場合

(2) 回復期病院へ転院する場合

急性期病院は、従来のかかりつけ医に回復期病院の転院先について連絡。

急性期病院は回復期病院へかかりつけ医の情報について、左記(1)の①~③のどの状態にあるか現状の状況を伝える



回復期病院から退院する際は、下記の3の対応を参照

3. 回復期病院からの退院時

2(1)と同様の対応

※1) 病院の求めで提供する診療情報は従来通り算定できません。ただし、R2年度の診療報酬改定により、かかりつけ医が患者の求めに応じて、病院受診の当日に電話等再診などで病院への受診を促し、かつ同日のうちに病院にFAXや電子メール等を含め、診療情報提供を行った場合には診療情報提供料(1)を算定できるようになりました(医科点数解釈表 A-001(7)電話等による再診 オより)。